

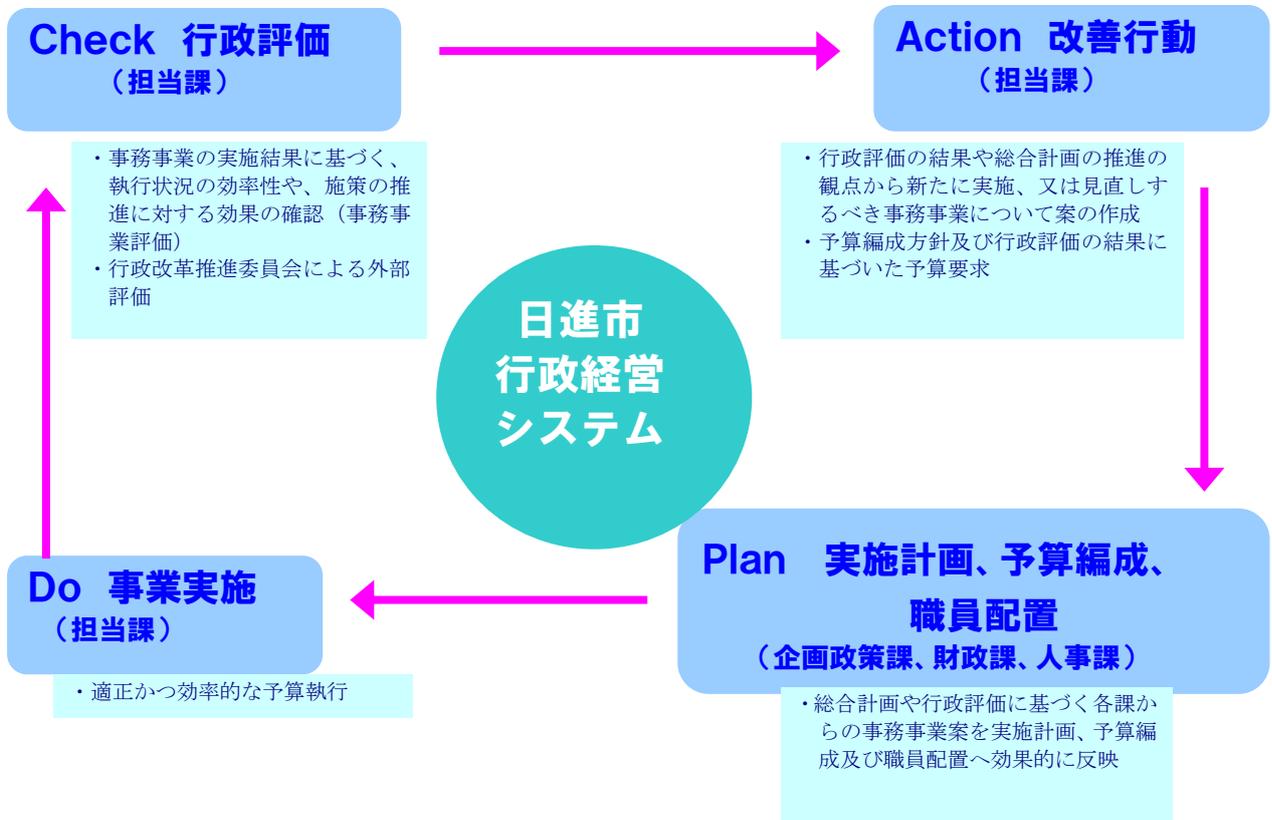
令和元年度事務事業の外部評価について

1 趣旨

本市では、日進市自治基本条例第25条において、「市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映」させることを規定しています。

そこで、市民に対する説明責任の実現、事務事業の見直し、業務改善、職員の意識改革を主な目的として事務事業の評価（内部評価）を行い、その結果を公表し、市民ニーズへの対応や業務の効率化を進めています。

さらに、外部からの視点を事務事業の評価に取り入れ、第三者的な視点により、評価の透明性や客観性を向上させ、総合計画における実施計画や予算との連動性を高めるため、日進市行政改革推進委員会による事務事業の外部評価を実施しています。なお、平成27年度の外部評価から事務事業の枠にとらわれないテーマ型評価も行っています。



2 評価スケジュール

令和元年11月11日（月）午後2時から

■タイムスケジュール

時間	事務事業等	所管課
14:00～14:15	あいさつ・事務局説明	
14:15～15:15	資源ごみ回収推進事業（事務事業型）	環境課
15:15～15:25	休憩	
15:25～16:35	多様な媒体・方法による広報活動の推進 ～映像番組制作事業からみる課題～（テーマ型）	秘書広報課

3 評価体制等

■評価体制

評価員（日進市行政改革推進委員会委員）による評価

■説明者

原則として事務事業・テーマの所管課長（その他説明補助担当者等）

■傍聴

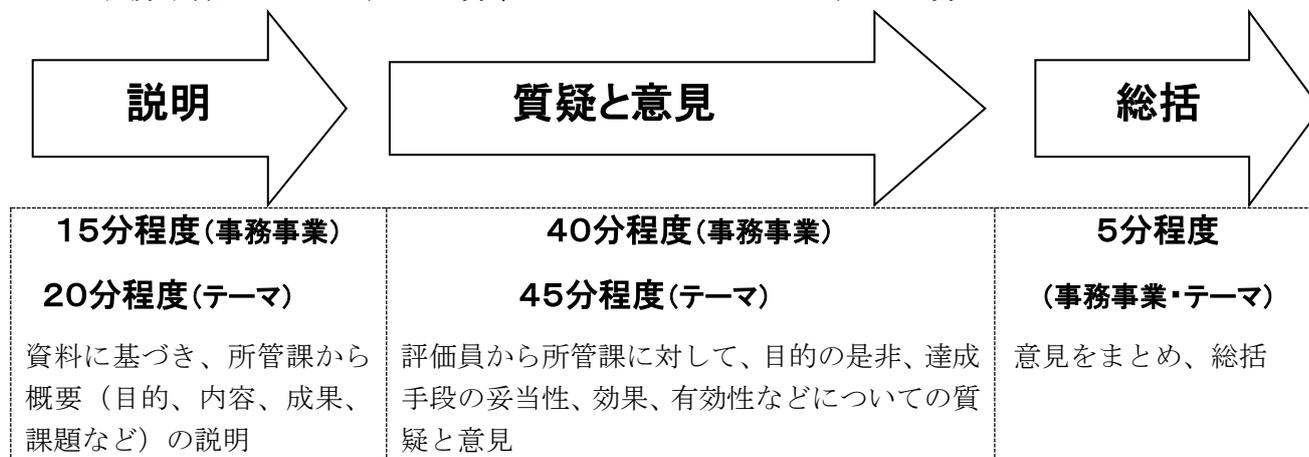
10名（予定）

4 評価の流れ

事務事業評価（1事務事業）、テーマ型評価（1テーマ）を実施

■評価時間

1事務事業あたり 約60分、1テーマあたり 約70分



5 事務事業・テーマの選定方法

各部に外部評価対象の事務事業・テーマの照会を行い、**選定の視点**を踏まえ、**行政評価と予算の連動性を高める**ために企画政策課及び財政課の合同で、令和元年度事務事業の外部評価の候補を選定しました。

◆選定の視点

- ①他の活動内容や成果内容と重複している可能性があるもの
- ②民間や国・県でも同様に行っている可能性があるもの
- ③他自治体と比較してサービスが過大となっているもの
- ④外部（第三者）の視点から意見を受けるべきと考えるもの

【事務事業評価】

事務事業選定の基準に該当する事務事業の中から、外部評価を行うことが有効と考えられるものについて、各部とのヒアリングを実施して「1事務事業」を候補としました。

●事務事業選定の基準（（1）～（3）の条件を原則すべて満たすもの）

- （1） 予算規模が 5,000 千円以上の事務事業
- （2） 開始から 3 年以上経過し、令和元年度以降も継続して実施する事務事業
- （3） 過去 3 か年に外部評価を実施していない事務事業

【テーマ型評価】

事務事業の単位に捉われないテーマとして、外部評価を行うことが有効と考えられるものについて、各部とのヒアリングを実施して「1テーマ」を候補としました。

○テーマの例

- （1） 第 5 次総合計画に位置付けられた施策
- （2） 第 2 次経営改革プランに位置付けられた取組項目
- （3） 令和元年度部方針に位置付けられた施策 など



日進市行政改革推進本部会議で事務事業評価「1事務事業」及びテーマ型評価「1テーマ」を令和元年度事務事業の外部評価の実施事務事業・テーマと決定しました。

6 評価結果の活用について

外部評価の結果が市の最終判断となるものではありませんが、議論の内容、いただいたご意見やご感想を踏まえて、所管課において内容検討を行い、実施計画や予算等へ反映することで、事務事業の改善を進めます。

なお、「外部評価の内容」、「アンケートの結果」、「評価を受けての市の対応」については、順次、公表していきます。